

「帯広市児童保育施設」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
中央児童保育センター	帯広市西 7 条南 12 丁目 11 番地
花園児童保育センター	帯広市公園東町 3 丁目 8 番地 8
緑ヶ丘児童保育センター	帯広市西 14 条南 17 丁目 1 番地
緑ヶ丘児童保育センター分室	帯広市緑ヶ丘 1 条通 2 丁目 3 番地 1

2 指定管理者

帯広市東 3 条南 5 丁目 5 番地
社会福祉法人 竜谷保育会
理事長 中田 周敬

3 指定期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで